

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成25年11月22日(金)午後3時00分から午後4時05分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(25名)

1番 鈴木正夫 委員	2番 菱木信治 委員
4番 熱田幸子 委員	5番 鈴木一郎 委員
6番 江波戸博 委員	7番 大木岩五郎 委員
8番 岩井淳 委員	10番 實川元久 委員
11番 塚本虎之助 委員	12番 二村正美 委員
13番 伊藤定夫 委員	14番 川口京子 委員
15番 太田忠治 委員	16番 大木清 委員
17番 及川誠 委員	18番 大木一夫 委員
19番 伊藤秀雄 委員	20番 加瀬浩市 委員
21番 林豊 委員	22番 増田正義 委員
23番 大木傳一郎 委員	24番 石毛利雄 委員
25番 菅谷守夫 委員	26番 伊藤幸夫 委員
27番 熊切清 委員	

4 欠席委員(2名)

3番 伊能正啓 委員      9番 渡邊弘仁 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 11件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見  
決定について 1件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 8件

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件  
利用権の中途解約に係る通知について 3件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局)

事務局長ほか2名

## 7 会議の概要

事務局 ただ今から平成25年度11月定例農業委員会総会を開会いたします。  
はじめに、増田会長より御挨拶をお願いいたします。

増田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。  
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ち  
ゆう心より感謝申し上げます。

事務局 本日、出席委員は27名中25名で定足数に達しておりますので、総会  
は成立しております。  
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること  
となっておりますので、以降の議事の進行は増田会長にお願いします。

議 長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題とい  
たします。  
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて  
御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認めます。  
よって議事録署名委員は、7番大木岩五郎委員、8番岩井淳委員を指名  
いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議 長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申  
請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号、番号2番、7番、8番は賃借権に関する件、番号1番、3  
番から6番、9番から11番は所有権移転に関する件であります。

**【議案第1号、番号1番から11番を議案書をもとに朗読】**

番号1番から11番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2  
項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明を  
お願いします。

1 3 番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ  
ます。

1 7 番 番号2番について、譲受人は植木業を営んでいます。申請地においても  
植木を植栽する計画です。隣接地の日照を考慮する植栽計画となっており  
問題ないと思われま。

1 8 番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ  
ます。

1 1 番 番号4番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ  
ます。

1 5 番 番号5番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ  
ます。

番号6番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ  
ます。

番号7番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ  
ます。

1 番 番号8番について、譲受人は専用住宅の計画に当たり隣接地である申請  
地に排水管を埋設したいとのことです。埋設管であり営農に支障はないと  
思います。

1 0 番 番号9番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ  
ます。

番号10番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思わ  
れます。

6 番 番号11番について、譲受人は意欲的に営農をしており、所有する農業  
機械等からみても問題ないと思われま。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を打  
ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3号の議案書を御覧下さい。今月の農地法第5条の許可後の計画変更申請は、1件でございます。

**【議案第3号、番号1番を議案書をもとに朗読】**

事務局 番号1番の申請地は、専用住宅用地として現況畑168㎡を譲受け計画をしていましたが、不要となったため隣接土地所有者へ譲渡すものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

13番 番号1番について、隣接住居者が住宅の敷地が狭いので、現況畑を譲受け駐車場を計画するものです。申請地は周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第4号の議案書を御覧下さい。今月の農地法第5条の許可申請は、8件でございます。

**【議案第4号、番号1番から8番を議案書をもとに朗読】**

番号1番は、駐車場用地として現況畑168㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番の申請地は、駐車場用地として田計1039㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番の申請地は、駐車場用地として田と畑計1804㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番の申請地は、教習所用地として畑計329㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番の申請地は、専用住宅用地として畑計481㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号6番の申請地は、専用住宅用地として畑計421㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号7番の申請地は、専用住宅用地として現況畑436㎡の内129㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号8番の申請地は、専用住宅用地として畑572㎡の内330㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

1 3 番 番号1番について、譲受人は申請地の隣接地に住居があります。敷地が手狭のため、申請地を駐車場に計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

番号2番について、経営している店舗の駐車場が不足しているため、田を借受け駐車場を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

番号3番について、番号2番と同様、経営している店舗の駐車場が不足しているため、田畑を譲受け駐車場を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

番号4番について、譲受人は音楽教室を営んでいます。現在の教習所敷地は賃借で狭いため、新たに現況畑を譲受け教習所を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

1 番 番号5番について、譲受人は現在集合住宅に住んでいます。父の叔母の土地を借りて専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

2 3 番 番号6番について、賃貸住宅に住んでいますが、手狭なため実家の隣接地を譲受け専用住宅を計画するのです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

2 1 番 番号7番について、譲受人は現在両親と同居していますが、手狭のため父より畑を借受け専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

6 番 番号8番について、譲受人の息子の結婚を契機に、新たに専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について1件、利用権の中途解約に係る通知について3件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただいまの報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。  
次にその他でございますが、何かございますか。

(「なし。」の声あり)

議 長 ないようですので、本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	11件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について	1件
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	8件
報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
利用権の中途解約に係る通知について	3件

その他でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成25年11月22日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。